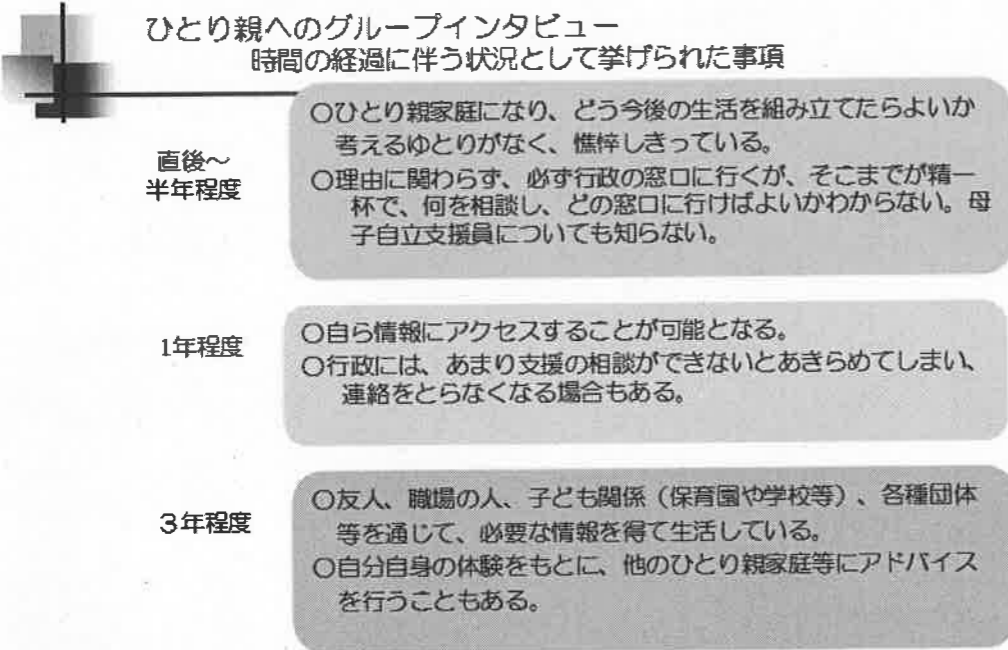


ひとり親家庭施策の方向性～①支援策のあり方～

ひとり親家庭になった直後～3年間、特に1年以内の支援が重要



■ひとり親になってからの期間

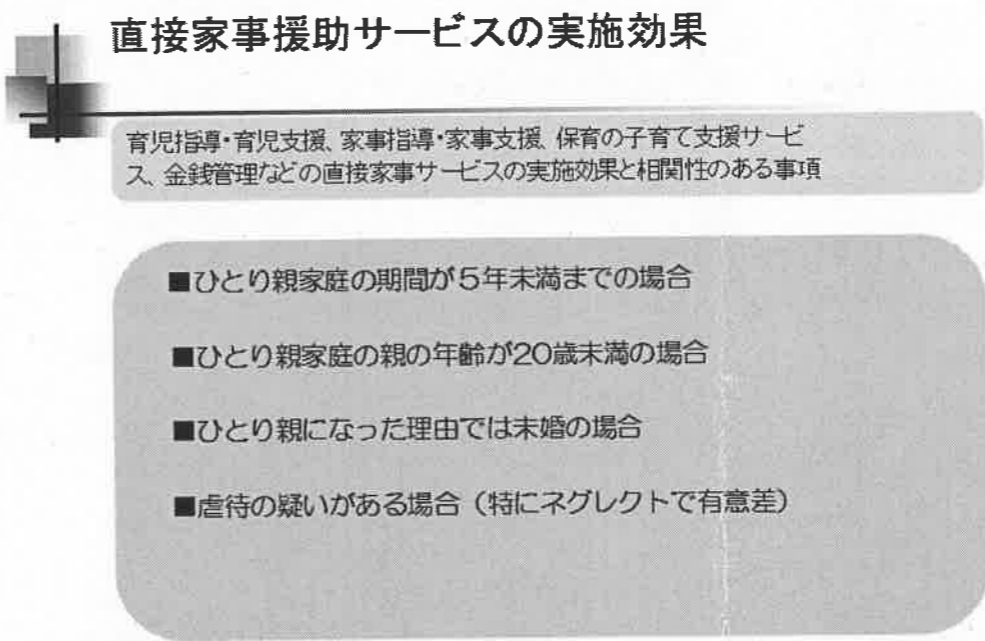
ひとり親家庭になってからの期間が1年未満の層では、全ての行政サービスの効果が高いととらえられていました。
特に、育児・家事などの直接的な生活支援サービスや、生活費などの金銭給付サービスが効果的であるととらえられていました。

全国児童福祉主管課長会議（平成24年2月27日）（抜粋）

○母子家庭等の自立を促進するためには、住民に身近な地方自治体等において、母子家庭等がどのような支援が利用可能なのかについて、多くの情報を得られることが実際の支援に結びつけていく上で大変重要である。

○このため、児童扶養手当等を担当するひとり親家庭等の支援窓口や離婚届を提出する戸籍窓口など、ひとり親家庭等が訪れる機会のある各種相談窓口が連携を図りながら、支援施策のパンフレットを窓口で配布するなど、情報提供に努められた。

直接家事援助サービスが有効な層



今後の方向性

- ひとり親家庭になった直後の支援の重要性
 - ・ 戸籍課との連携（相談支援の提供）
- 直接介入サービスのより柔軟な活用
 - ・ 国制度（未就学児 離婚後2年以内）
 - ・ 都包括（未就学児）

⇒就学児でも、ホームヘルプが必要な家庭について対象拡大
⇒ホームヘルプサービス実施情報の共有と支援活用

ひとり親家庭施策の方向性～②特別な支援～

母子生活支援施設

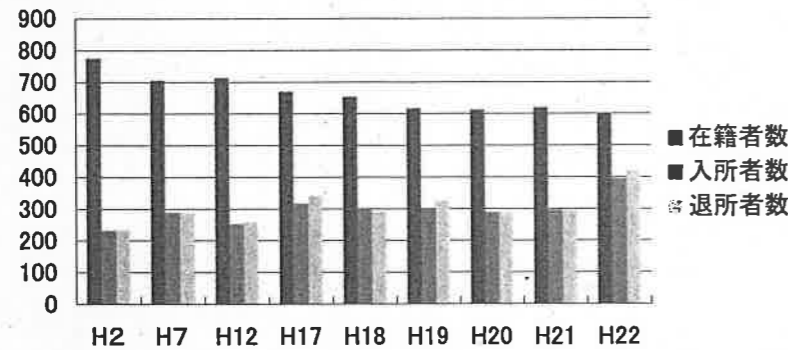
児童福祉法に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護する児童を入所・保護し、自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（都内37施設）
 ・配偶者暴力防止法の被害者も対象

婦人保護施設

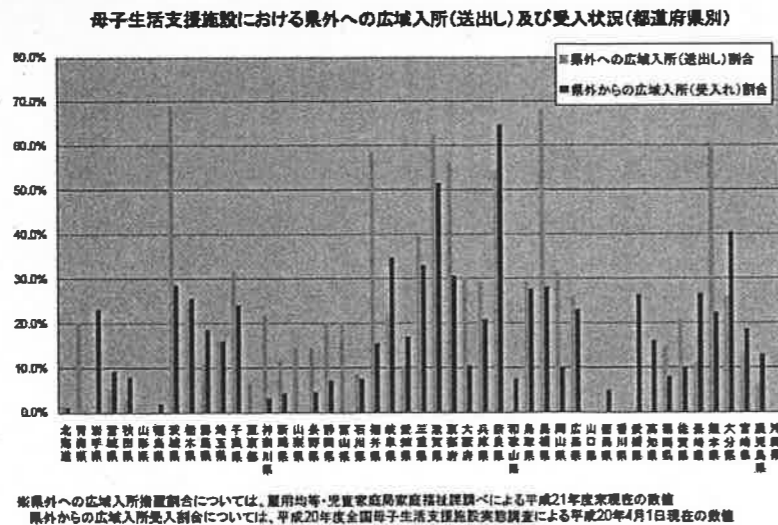
売春防止法に基づき、要保護女子を保護するための施設（都内5施設）
 ・配偶者暴力防止法の被害者
 ・人身取引被害者

母子生活支援施設の状況

○入所者数の低下



○DV被害者保護の増加に伴う広域利用促進の必要性



妊婦の保護等の対応

保護を要する妊婦への対応としては、以下の2方法がある。（実績は平成22年度）

- ① 婦人相談所一時保護所での保護
保護531人中 妊婦30人（うち6か月以上13人） 産婦8人
- ② 婦人保護施設への一時保護委託
保護168人中 妊婦5人（うち6か月以上1人） 産婦6人
- ③ 婦人相談所による母子生活支援施設への一時保護委託

母子の一時保護者の退所先状況（一時保護・一時保護委託の計 平成22年度）

133人中

宿泊所・更生施設	50人
宿所提供施設	49人
母子生活支援施設	46人

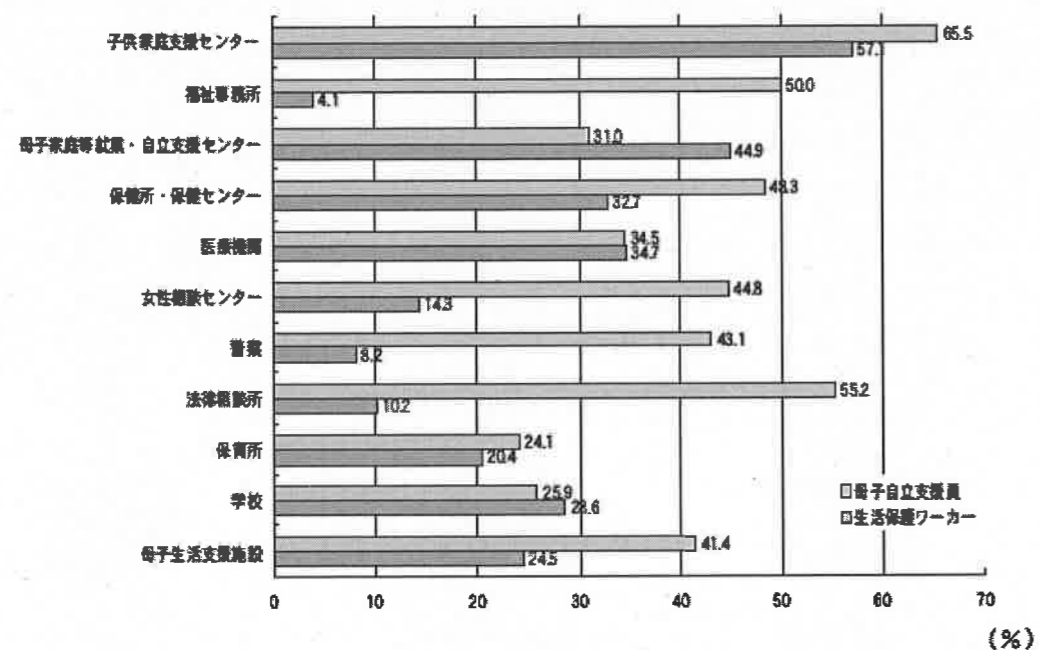
今後の方向性

- 母子生活支援施設の活用の促進
 - ・広域利用の促進
 - ・母子一体型ショートケア事業（H24～）
- 一時保護委託等による特定妊婦への対応
- 退所後の地域支援・関係機関連携の強化

ひとり親家庭施策の方向性～③地域連携～

ひとり親家庭の支援機関は、
子供家庭支援センターとの連携強化を希望

図表20 今後連携を強化したい関係機関（東京都・平成21年度）



資料：東京都福祉保健局調べ

都内の母子自立支援員、生活保護ワーカー計125名に対する調査（平成21年12月）

東京都福祉保健局「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第2期）」平成22年4月

母子自立支援員の状況

○都内人数 163名（うち常勤118 非常勤45）（専任31）
（H23）

○平均勤務年数・・・1年以下 29.6% 2年以下 22.2%
（H21）

3年以下が66.6% 5年以上は14.8%

ひとり親家庭の支援機関は
必ずしも要保護児童対策地域協議会のメンバーではない

○要保護児童対策地域協議会を設置している61自治体中
ひとり親家庭福祉部門の参画 あり 47自治体
なし 14自治体

○要保護児童対策地域協議会を設置し、管内に母子生活支援施設がある26自治体中
母子生活支援施設の参画 あり 8自治体
なし 18自治体

東京都福祉保健局「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第2期）」平成22年4月

今後の方向性

○ 地域ネットワークへのひとり親福祉部門等の参画の促進

- ・ 都対協へのひとり親家庭支援センター参画
- ・ 区市町村要対協へのひとり親福祉・女性福祉部門、施設等の参画の促進

○ 母子自立支援員の強化

- ・ 子供家庭支援センター、児相等との合同研修（ケースカンファレンス・ファミリーソーシャルワーク）